

大淀川水系水防災意識社会再構築協議会規約

（設置）

第 1 条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 9 に基づく大規模氾濫減災協議会及び第 15 条の 10 に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会、として、「大淀川水系水防災意識社会再構築協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- 1 台風などの出水による甚大な被害に対処するため、大淀川水系および近隣河川における被害を軽減するための具体的方策の検討など、地域との連携による水害に強い地域づくりの推進を図る。
- 2 台風などの豪雨による土砂災害の甚大な被害に対処するため、被害を軽減する具体的方策の検討などの地域との連携による土砂災害に強い地域づくりの推進を図る。
- 3 平成 24 年 7 月九州北部豪雨、平成 26 年 8 月豪雨、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨など、近年大規模な浸水被害・土砂災害が頻発していることを踏まえ、国、県、市町が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、氾濫などが発生することを前提として社会全体で常に洪水や土砂災害に備える「水防災意識社会」を再構築する。

（協議会の構成）

第 3 条 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。

- 二 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 三 事務局は、第 1 項による者のほか、必要に応じてアドバイザー（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（幹事会の構成）

第 4 条 協議会に幹事会を置く。

- 二 幹事会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。
- 三 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 四 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

五 事務局は、第2項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者及びアドバイザー（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 洪水による浸水想定等の水害リスク情報や土砂災害が発生するおそれがある区域等の土砂災害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 迅速かつ安全な避難、的確な水防活動の実現、円滑かつ迅速な氾濫水の排水及び水防災教育の推進等を図るために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 3 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針の実施状況を確認し、情報の共有を図る。
- 4 その他、大規模氾濫や土砂災害に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 二 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 二 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第8条 協議会の円滑な推進のための事務局を置く。

- 二 事務局は、九州地方整備局宮崎河川国道事務所流域治水課、宮崎県宮

崎土木事務所、都城土木事務所、小林土木事務所、高岡土木事務所とする。

(雑則)

第 9 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第 10 条 本規約は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
本規約は、平成 29 年 6 月 2 日から施行する。
本規約は、平成 29 年 12 月 18 日から施行する。
本規約は、平成 30 年 5 月 30 日から施行する。
本規約は、令和 元年 5 月 31 日から施行する。
本規約は、令和 2 年 5 月 28 日から施行する。
本規約は、令和 3 年 6 月 2 日から施行する。
本規約は、令和 4 年 3 月 24 日から施行する。
本規約は、令和 5 年 6 月 2 日から施行する。

別表－１

大淀川水系水防災意識社会再構築協議会 委員名簿

機 関 名	所 属 等
国土交通省 宮崎河川国道事務所	事務所長
気象庁 宮崎地方気象台	台長
宮崎県	危機管理局長 兼危機管理課長
	河川課長
	砂防課長
	宮崎土木事務所 所長
	都城土木事務所 所長
	小林土木事務所 所長
	高岡土木事務所 所長
鹿児島県	危機管理防災局 災害対策課長
	土木部 河川課長
	大隅地域振興局 建設部長
熊本県	知事公室 危機管理防災課長
	土木部 河川課長
	球磨地域振興局 土木部長
都城市	市長
曾於市	市長
三股町	町長
小林市	市長
高原町	町長
宮崎市	市長
国富町	町長
綾町	町長
多良木町	町長
九州電力株式会社 宮崎支店	執行役員宮崎支店長

○アドバイザー

宮崎大学名誉教授 杉尾 哲

○事務局 宮崎河川国道事務所
宮崎県

流域治水課
宮崎土木事務所
都城土木事務所
小林土木事務所
高岡土木事務所

別表－2

大淀川水系水防意識社会再構築協議会 幹事名簿

機 関 名		所 属 等
国土交通省 宮崎河川国道事務所		副所長
		工務第一課長
		河川管理課長
		調査第一課長
		都城出張所長
		宮崎出張所長
		高岡出張所長
		本庄出張所長
気象庁	宮崎地方気象台	防災管理官
宮崎県	総務部危機管理局 県土整備部	危機管理課長補佐
		河川課長補佐
		砂防課長補佐
		都市計画課 美しい宮崎づくり推進室長
	宮崎土木事務所 都城土木事務所 小林土木事務所 高岡土木事務所	河川砂防・都市公園課長
		河川砂防課長
		河川砂防課長
		工務課長
鹿児島県	危機管理防災局 土木部 大隅地域振興局建設部	災害対策課 課長補佐
		河川課技術補佐
		河川港湾課長
熊本県	知事公室 土木部 球磨地域振興局	危機管理防災課長補佐
		河川課長補佐
		維持管理調整課長
都城市		危機管理課長
		維持管理課長
		下水道課長
曽於市		総務課長
三股町		総務課長
		都市整備課長
小林市		危機管理課長
		建設課長
高原町		総務課長
		建設水道課長
宮崎市		危機管理課長
		土木課長
		警防課長
国富町		総務課長
		都市建設課長
綾町		総務税政課長
		建設課長
多良木町		危機管理防災課長
		建設課長
九州電力株式会社 宮崎支店		技術部 土木建築グループ長
○アドバイザー		宮崎大学名誉教授 杉尾 哲
○事務局	宮崎河川国道事務所 宮崎県	流域治水課 宮崎土木事務所 都城土木事務所 小林土木事務所 高岡土木事務所